

市独自

すこやか

受給者証は

お持ちですか？

市では、中学生から高校生相当の年齢(重度心身障害者・ひとり親家庭はマル福で対応)までの外来の医療費や、一部の小児の入院・外来の医療費に対し、市独自の医療費制度「すこやか」で助成を行っています。

制度を利用するには、受給者証の交付を受ける必要があります。該当する方には受給者証を送付していますが、所得の申告を行っていないなどの理由で送付できていない場合があります。

該当すると思われる方は、保険年金課までご連絡をお願いします。



■お問合せ

保険年金課

☎0267(21)2187

国民年金
付加保険料を
納付しませんか

付加保険料とは

老後により多くの年金を受けたいと考えている方のための制度です。

毎月の国民年金保険料に、付加保険料を上乗せして納付すると、付加年金が老齢基礎年金に上乗せして支給されます。

付加保険料の額は定額

付加保険料の額は1か月400円です。付加保険料を納付できるのは、国民年金の第1号被保険者または任意加入被保険者の方です。

付加保険料の納付手続きなどについては、保険年金課までお問い合わせください。

■お問合せ

保険年金課

☎0267(21)2187

「第三者行為」によるけがで
保険証を使うときは届け出を

◆第三者行為とは

第三者行為(交通事故やけんかなど)が原因で負傷をし、保険証を使う場合には、法令に基づき、届け出が必要です。原則、その場合の医療費は加害者が負担するべきものです

- ・ 相手がいる交通事故
- ・ 他人の犬に噛まれた
- ・ 他人に殴られたなど

◆第三者行為以外で
届け出が必要な場合

- ・ 誰かが運転する車に同乗中の自損事故
- ・ ご自身の過失が大きい事故
- ・ 相手が不明の事故

◆次のケースは
保険証が使いません

- ・ 業務上の負傷や病気 (労災保険対象)
- ・ 相手と取り決めや示談をしてしまった場合
- ・ (示談内容によります)
- ・ けんかや泥酔による傷病

交通事故などで医療機関にかかる際には、保険年金課に届出をお願いします。



■お問合せ・届け出

保険年金課

☎0267(21)2187